

## 検討の論点

### 1 労災保険におけるレセプトについて、将来にわたってオンライン請求が不可能である状態としておいてよいか。今後どのような方向を考えるか。

#### (1) 健康保険及び国民健康保険（以下「健康保険等」という。）で既にオンライン請求している医療機関との関係

健康保険等で既にオンライン請求している医療機関等において、労災保険のレセプトについてオンライン請求を可能とするときのデメリットは何かあるか。

#### (2) 健康保険等におけるレセプトオンライン化との関係

健康保険等において、医療機関等が審査支払機関に提出するレセプトがオンライン化される中で、労災保険のレセプトについては紙による請求のみとすることは、労災指定医療機関や労災指定薬局の事務を煩雑化させる等の問題を生じないか。

#### (3) 労災保険における業務の適正化等

労災保険におけるレセプトのオンライン請求の導入により、国においてどのような業務の適正化が図られるか。また、適正化の他のメリットとしてどのようなことが考えられるか。

### 2 労災保険におけるレセプトについて、今後オンライン請求を可能とすべきとした場合、どのような点に留意する必要があるか。

#### (1) 先行する健康保険等との互換性等の確保

先行する健康保険等のレセプトのオンライン請求の仕組み等と可能な限り互換性や整合性を確保する必要性があるか。あるとすればどのような点か。

#### (2) 導入の時期

- ア 健康保険等のオンライン請求との関係
- イ 健康保険等との互換性の確保